【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年５月15日
【会社名】	サンケン電気株式会社
【英訳名】	Sanken Electric Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　和　田　　節
【本店の所在の場所】	埼玉県新座市北野三丁目６番３号
【電話番号】	(048)472－1111(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部財務ＩＲ統括部長　　後　藤　明　弘
【最寄りの連絡場所】	埼玉県新座市北野三丁目６番３号
【電話番号】	(048)472－1111(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部財務ＩＲ統括部長　　後　藤　明　弘
【縦覧に供する場所】	サンケン電気株式会社 大阪支店 「大阪府大阪市北区梅田三丁目３番20号 (明治安田生命大阪梅田ビル)」 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2020年５月15日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

2020年５月15日開催の当社取締役会において、半導体デバイス事業の生産体制最適化並びに非主力事業の戦略的見直しの着手及び進捗に伴い、事業構造改革による支出に備えるため、当期以前の事象に起因して合理的に見積もられる金額を事業構造改革費用へ計上、関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を関係会社事業損失引当金繰入額へ計上、生産設備等の収益性の低下により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失へ計上しました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当事業年度において、事業構造改革費用28億16百万円、関係会社事業損失引当金繰入額10億92百万円、減損損失26億77百万円を特別損失へ計上しました。なお事業構造改革費用のうち、関係会社貸倒引当金繰入額、関係会社株式評価損について、また関係会社事業損失引当金繰入額については、連結決算上消去されるため、減損損失については、連結決算において減損の兆候に該当しないため、連結損益に与える影響はありません。

事業構造改革費用の内訳

関係会社貸倒引当金繰入額	1,613百万円
関係会社株式評価損	409百万円
たな卸資産評価損	765百万円
その他	27百万円